

# 北海道国民健康保険運営方針に基づく取組

資料2-1

【総括表】

項目	Plan (計画)		Do (実施)			評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容	時期(H30)	時期(R元年)	
医療に要する費用及び財政の見通し	財政収支の改善と均衡 (第2章 第2節)	1 北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	1 ・各市町村の毎月の医療費の所要額を把握し、道から保険給付費等 交付金の支払を行う 併せて、国庫支出金や納付金等の受入を実施 ・保険給付費の支払に不足が生じないよう、最終補正予算案で財政 安定化基金からの取り崩しを計上 2 H31年度 H30年度決算を分析し、H32年度の予算編成に反映 2 R2年度 R元年度（H31年度）決算を分析し、H32年度の予算編成に反映	1 H30.4～  H31.3 2 H31.10～	1 H31.4～  R2.3 2 R2.11～	個表有り
	赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	1 道は市町村と十分に協議を行い、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について助言する また、単年度での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む（6年以内に解消が 困難な場合は、市町村の実情に応じて設定）	・赤字解消計画の策定が必要な23市町村について、計画策定に向け た取組や目標年次の設定などの助言を実施し、全23市町村が赤字 解消計画を策定 ・赤字解消計画を策定した23市町村のうち11市町村について、 赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握 ・今年度、新たに赤字解消計画を策定予定である12市町村の全てに 対し、実現可能な計画策定などの助言を実施 ・12市町村中、10市町村において赤字解消が見込まれたことから、 新たに2市町村が赤字解消計画を策定、現在25市町村が計画策定  ・平成29年度及び30年度に赤字解消計画を策定した25市町村（㊤23市町 村㊤2市町村）について、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握 ・平成30年度決算により計画の変更について検討が必要となった4市町村 について、目標年次の設定などの助言を実施し、4市町村が変更計画を 策定 ・令和元年度、新たに赤字解消計画を策定予定である5市町村の全てに 対し、実現可能な計画策定などの助言を実施 ・5市町村中、2市町村において赤字が生じた年度の翌々年度までの赤字解 消が見込まれたことから、残りの3市町村が新たに赤字解消計画を策定	H30.8～	R元.8～	個表有り
	財政安定化基金の使用 (第2章 第4節)	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 市町村に対する貸付額については、貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、市町村が標準保険料率を基礎として適正な賦課を行う ことを前提に道が保険料（税）収納不足額を算定し、地方債として貸付額（無利子）を決定 4 道に対する貸付額については、財源不足額について、財政安定化基金を取り崩し、道国保特会に繰入を行う 5 交付金については、収納不足額の2分の1以内とし、市町村の「特別な事情」や収納率目標の設定状況等に応じて、道がその交付の範囲を 決定	1 財政安定化基金の設置 2 特例基金の設置 3 貸付希望調査の実施 補正予算案作成、貸付額の決定 4 財源不足の場合、基金の取崩 5 状況の把握、必要性の検討 胆振東部地震における被災3町への交付事業に係る所要額を 30年度最終補正予算に計上	1 H30.4 2 H30.4 3 H30.11～ H30.12～ 4 H31.3 5 H30.11～	1 - 2 - 3 R1.11～ R1.12～ 4 R2.3 5 R1.11～	

項目	Plan (計画)		Do (実施)			評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容	時期(H30)	時期(R元年)	
保 険 料 （ 税 ） 関 係	保険料水準の統一 (第3章 第2節)	1 激変緩和措置の期間（平成30年度から35年度までの6年間を基本に検討）終了時を目標に保険料 水準の統一を目指すこととし、 具体的な進め方については、基本的に3年ごとの運営方針の見直しの中で検討する	1 保険料水準の統一（医療費水準反映係数 $\alpha=0$ ）に向けた具体的な 進め方について市町村と協議。	1 H30.11～	1 H30.11～	
	保険料（税）収納率の向 上 (第4章 第2節)	1 先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成 2 短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成 3 滞納処分の実施基準等の作成 4 コンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援 5 市町村の実務担当者向け研修のほか、初任者向け研修や徴収体制の整備に責任を有する管理監督者向けの研修を実施 6 先進的な取組を行っている市町村職員の協力を得ながら、収納率向上に向けた助言等の支援を充実させる	① 収納率向上対策チーム【推進事項1・2・3・6関連】 収納率向上に実績を有する10市町村の収納担当課長等で構成 ○収納事務の標準的なあり方を検討・協議 ・少額分納の廃止・縮減 ・口座振替納付の促進方法 ・滞納処分の確実な実施のための標準的なスケジュール ・滞納者との接触の機会確保に向けた短期被保険者証の活用 等について協議 ○収納率向上アドバイザー事業の実施 ・対策チームメンバーが目標収納率に達していない市町村に赴き、 具体的な収納率向上対策を助言 ② 管理監督者向け研修会、実務担当者向け研修会の開催 【推進事項5関連】 ③ コンビニ収納等に新たに取り組む市町村に対し、都道府県繰入金 (旧：北海道国民健康保険調整交付金)により財政支援 【推進事項4関連】	① 対策チーム ○チーム会議 H30.7、H30.10、H31.3 ② H30.10 研修会開催 ③ H31.3 交付決定	① 対策チーム ○チーム会議 H31.4 ② R元.11 研修会開催 ③ R2.3 交付決定	個表有り
保 険 給 付 関 係	道による保険給付の点 検、事後調整 (第5章 第2節)	1 広域的又は医療に関する専門的見地から、市町村が行った保険給付の点検を実施する 2 大規模な不正請求事案に係る返還金の徴収	1 レセプト二次点検システムの構築を構築中 2 市町村と意見交換し、方針等を作成	1 H31.3 2 H31.2	1 R2.3 2 H31.2	
	療養費の支給の適正化 (第5章 第3節)	1 海外療養費 (1) 受託可能な事業者や条件、費用等に係る情報提供などの支援 (2) 道内市町村で支給実績のある海外医療機関の受療情報のデータベース化及び情報提供	(1) 国保連合会でレセプト二次点検を受託し、レセプトの作成業務等を行 い、市町村へ提供 (2) 2次点検でのデータの蓄積状況によりデータベース化や情報提供に ついて検討	(1) H31.4 (2) 随時	(1) — (2) 随時	
		2 柔道整復、はり・きゅう、あんま、マッサージ (1) 保険者における二次点検の手引き等の作成及び点検事例の情報提供 (2) 市町村向け各種研修会等	(1) ・あはき療養費については、平成31年1月1日以降受領委任制度 が導入 ・平成31年4月1日以降に国保連合会で審査委員会を設置予定 ・その審査委員会での審査（一次点検）状況を踏まえ、国保連合 会と協議の上、保険者における二次点検を検討 ・検討に基づき事務処理マニュアル（第一版）を改正する予定 (2) ・国民健康保険実務講習会において算定基準に関する留意事項等を 説明	(1) 平成31年4月 (2) H30.8	(1) — (2) R元.8	
	レセプト点検の充実強化 (第5章 第4節)	1 点検項目一覧等の作成 2 研修会及び現地助言の実施 3 医療給付専門員による助言	1 レセプト点検の着眼点等のテキストを作成し、テキストを使った 研修会を開催 2 市町村のレセプト点検対象の研修会や道の医療給付専門指導員に よる現地助言を実施 3 市町村職員を対象とした医療給付専門指導員による助言を実施	1 H30.10 2 } 3 } H30.5～	1 R1.10 2 } 3 } R1.6～	
第三者求償の取組強化 (第5章 第5節)	1 各市町村が早期に数値目標を定め、計画的に求償事務に取り組むことができるよう、連合会や国が委嘱している第三者行為求償事務アドバ イザーと連携し、助言等の支援を行う 2 各市町村の取組状況を把握しながら、一般社団法人日本損害保険協会との一層の連携強化など必要な対応を行う	1 市町村へアドバイザーの積極的な活用を周知 2 損害保険協会北海道支部に傷病届の迅速化を依頼 市町村にも再度、届出の遅い損害保険会社の報告を依頼  2 市町村に再度、届出の遅い損害保険会社の報告を依頼	1 H30.7 2 H30.10	1 R1.10 2 R1.10		

項目	Plan (計画)		Do (実施)			評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容	時期(H30)	時期(R元年)	
医療費適正化関係	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	1 先進的な事例の収集及び情報提供 2 被保険者に対する広報・普及啓発等 3 市町村に対する助言及び支援 4 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供 5 関係団体との連携	1 特定健診等の実施率、取組内容の調査 好事例を市町村へ情報提供 2-1 「こくほ」3つの向上対策プロジェクト 新聞広告、TVCM、フリーペーパー、ポスター、インターネット広告、啓発イベント等 2-1 特定健診実施率向上対策事業 医療機関・調剤薬局・生命保険会社を通じて、特定健診の受診対象者に対して勧奨を実施 2-2 広報誌「ほっかいどう」掲載 2-2 ・国保医療課ホームページへの特定健診受診案内の掲載 2-3 映画ポスターを活用した広報を実施 3-1 ・特定健診及び特定保健指導の受診率が低い市町村に対し、北海道厚生局と連携し、実地で助言を実施（19市町村） 3-1 ・北海道厚生局と連携し、実地で助言を実施（10市町村） 3-2 ・道独自に実地で助言を実施（30市町村） 3-3 連合会と連携して国保データベースシステム（KDB）利用促進支援（5箇所） 4-1 ・住民の健康づくりの取組にポイントを付与し、特典を交付する事業（健康マイレージ事業）の実施（地域保健課） 4-2 ・市町村が行う健康マイレージ事業への道調整交付金による支援 5 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有	1 H30.11～12 2-1 H30.8～ 2-2 H30.10 2-3 H30.10 3-1 ・通年 3-3 ・H30.7～H30.10 4-1 通年 4-2 H31.3(17箇所) 5 ・随時	1 R1.7 R1.12 2-1 R1.11～R2.3 2-2 通年 3-1 R1.6～R1.11 3-2 R1.10～R2.3 4-2 R2.3(28箇所) 5 ・随時	個表有り
	保健事業実施計画の策定及び推進 (第6章 第2節 2)	1 道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村においてデータヘルス計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する	市町村のデータヘルス計画策定状況の把握 未策定の保険者へ、国保連合会の保健事業支援・評価委員会や国交付金の活用について助言 <データヘルス計画策定状況（R元.3現在）> 策定済 : 164/179市町村 H31年度中策定予定 : 16/179市町村 <データヘルス計画策定状況（R元.6月末現在）> 策定済 : 164/179市町村 R1年度中策定 : 10市町村	H30.6 H30.7～H31.2	R1.6 R1.6～R2.3	個表有り
	生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	1 一次予防対策 (1) ア 北海道国保連合会による保健推進員に対する研修会の実施を支援 イ 北海道版食事バランスガイドを活用してバランスの取れた食事の普及啓発の取組を推進 (2) 運動については、市町村等と連携して、その必要性とともに、歩行や体操、冬期でも気軽にできるノルディックウォーキングなどの普及啓発の取組を進める (3) 高齢者に関しては、インフルエンザや肺炎に罹患することで症状が重篤化する可能性が高いことから、予防接種を受けることが重要であり、予防接種が進むよう普及啓発や市町村における実施に関する支援を行う	(1) ア 保健推進員リーダー研修会 イ 「北海道食事バランスガイド」等普及啓発事業の実施 (2) ①ホームページ掲載 ②すこやかロード登録促進事業 (3) ①ホームページでの周知 ②高齢者用肺炎球菌の定期接種について、接種率の向上に努めるよう市町村あて通知	(1)ア 寿都町、札幌市 H30.9、H31.1 イ 通年（31地区） (2) 通年 (3) ①通年 ②H30.8	(1)ア 札幌市 R1.9 イ 通年（31地区） (2) 通年 (3) 通年	
	2 二次予防対策 (1) 被保険者に対する受診勧奨を円滑に行うため、市町村においては、健診結果を分かりやすくする工夫を行ったり、健診結果を個別に説明するなどの保健指導や早期治療につながる対応が必要であることから、市町村の取組を支援する	(1) 市町村の取組に対する2号繰入金による財政支援	H31.3	R2.3		

項目	Plan (計画)		Do (実施)			評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容	時期(H30)	時期(R元年)	
医療費適正化関係		3 三次予防対策 (1) 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築する	・北海道版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定 ・市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議と情報共有 (市町村取組状況調査 124/179市町村 69.3%) ・市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議に対する情報共有・市町村への支援依頼 (市町村取組状況調査 144/179市町村 80.4%) ・地域の糖尿病関係の会議において、郡市医師会等の関係機関に対し、市町村への支援を依頼(南空知、後志)	H29.12 H30.8  H30.6~	-  R1.9	個表有り
	たばこ対策 (第6章 第2節 4)	1 喫煙が及ぼす健康への影響についての普及啓発 2 たばこをやめたい人に対する禁煙支援体制の充実 3 未成年者の喫煙防止 4 妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下 5 行政機関や職場等のほか、家庭での受動喫煙防止	1 ①ホームページ掲載 ②世界禁煙デー及び禁煙週間等での普及啓発 1 ①ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 ②No-Tobacco展等の世界禁煙デー及び禁煙週間等での普及啓発 2 喫煙率低下事業の実施(ホームページ、普及啓発物等の作成) 2 ①相談窓口を設置し禁煙相談を実施 ②ホームページ(北海道のたばこ対策等)での普及啓発 3 道内小学校等で喫煙防止教育の実施 4 健康教育教材の作成等 4 北海道喫煙防止健康教育教材(DVD)の活用による普及啓発 5 北海道受動喫煙ゼロセミナーの開催、空気もおいしい施設の登録促進等 5 北海道受動喫煙の防止に関する条例の制定に向けた地域説明会の開催 おいしい空気の施設の登録促進	1 通年  2 通年  3 通年 4 通年 5 H30.11~12、 通年	1 通年  2 通年 3 通年 4 通年 5 R1.9~10 通年	
	歯と口腔の健康づくり (第6章 第2節 5)	1 フッ化物洗口については、市町村に対する実施手順の提示や、市町村が学校等で実施する実技研修に対する助言など、必要な支援を行う 2 歯周病予防については、定期健診の受診を勧奨するほか、日本歯科医師会が策定した生活歯援プログラムを保健指導において活用するなど歯科健診及び保健指導の普及啓発に努める 3 高齢者については、保健所に設置されている保健医療福祉圏域連携会議などを活用して、口腔ケア対策の取組内容に関する情報を共有し、各市町村における取組を支援する	1 実技研修や保護者説明会への専門職の派遣及び研修で使用した物品の提供 2 生活歯援プログラムに基づく、保健指導に重点を置いた歯科健診のモデル実施と、取組事例及び具体的な導入方法などの情報提供 3 保健医療福祉圏域連携推進会議などを活用した、関係者間での情報共有	1 随時 2 随時 3 随時	1 随時 2 随時 3 随時	
	重複受診や頻回受診等に係る指導の充実 (第6章 第2節 6)	1 適正な受診に向けた意識啓発 2 都道府県線入金を活用し、市町村における重複受診者等への訪問指導等の充実に向けた取組の促進を支援するとともに、先進的な事例を収集し、情報提供を行う	1 国保連から市町村に重複服薬対象者情報を提供 2 市町村連携会議において、先進的事例を情報提供	1 毎月 2 H30.7	毎月	
	適正受診及び適正投薬の推進 (第6章 第2節 7)	1 被保険者に対し、様々な機会を活用して症状の緊急性に応じて適正な受診についての理解を促すなど普及啓発に取り組む 2 被保険者が「お薬手帳」を所持し、受診する医療機関や保険薬局において掲示することで、適切な投薬がなされることにつながることから、関係団体の協力を得ながら被保険者に対する手帳の普及啓発に取り組む	1 ホームページにて普及啓発 2 薬と健康の週間にあわせた普及啓発	1 通年 2 H30.10	1 通年 2 R元.10(10.17~23)	
	後発医薬品の使用促進 (第6章 第2節 8)	1 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む 2 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む また、道立病院において後発医薬品の使用促進に引き続き努めるとともに、国保直営診療施設に対し、必要な助言を行う	1・国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供(179市町村) ・差額通知未実施の市町村には、実施に向けた助言 ・差額通知の実施状況は、164/179市町村で実施(H30実績) ・差額通知の実施状況は、166/179保険者で実施(R元実績) 2・道内7医療機関の後発医薬品採用リストの取りまとめを行い、ホームページに公表 ・後発医薬品安心使用協議会の開催(年1回) ・道立病院(5箇所)における採用数量の割合 80.3%(H31.3現在) 82.7%(R2.3現在) ・国保直営診療施設には、採用数量を高めるよう助言(10機関)	1・毎月 ・随時  2・H30.10 ・H31.3 ・随時	1・毎月 ・随時  2・R1.7 ・R元未実施 ※新型コロナによる影響	個表有り

項目	Plan (計画)		Do (実施)			評価基準及び 進捗管理方法の設定
	目 標	内 容	取組内容	時期(H30)	時期(R元年)	
事務の広域化関係	事務の標準化・広域化・効率化・統一化等 (第7章 第1節)	<ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者証の様式及び有効期限等の統一、高齢受給者証との一体化</li> <li>新たな制度により発生する事務等に係る事務処理マニュアルの作成</li> <li>地方単独事業に係る法別番号の設定等</li> <li>国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化</li> <li>基準の統一化 <ol style="list-style-type: none"> <li>葬祭費及び出産育児一時金に係る支給金額の統一</li> <li>届出遅延に係る遡及給付</li> <li>保険料(税)の減免</li> <li>一部負担金の減免</li> <li>高額療養費等の支給に係る申請の勧奨</li> </ol> </li> <li>市町村事務処理標準システムを活用した事務の効率化・標準化・広域</li> <li>その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>国保事業の広域化について、関係市町村間の調整を行うほか、道特別調整交付金により支援する</li> <li>収納対策の共同実施について、道調整交付金に支援を行うほか、運営に対する人的支援を行う</li> <li>医療費適正化・保健事業の共同実施について、市町村における特定健診の受診率向上のため、保険者協議会や連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組む 国保データベースシステムによる検診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を図るなどして、市町村及び連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行う 後発医薬品の使用について、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行う ほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進する</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>平成30年8月より順次様式の統一と一体化を実施</li> <li>マニュアルの内容更新</li> <li>平成30年8月請求分からの併用化を実施</li> <li>各種道様式の検討及び各システムから様式への自動連携を検討</li> <li> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成30年4月より葬祭費の統一化を実施</li> <li>事務処理マニュアルにより面談記録表の標準例を作成</li> <li>標準例の基本的な考え方の作成 (対策チーム協議、たたき台の協議)</li> <li>標準例案、事務フローを作成</li> <li>申請の簡素化に伴う誓約書の作成</li> </ol> </li> <li>システム導入の働きかけ 未導入市町村向け説明会の実施 導入市町村向け説明会の実施 未導入市町村個別説明 導入未導入市町村個別説明</li> <li> <ol style="list-style-type: none"> <li>関係市町村間の調整、道調整交付金による支援</li> <li>庁内関係部局との意見交換</li> <li>保険者協議会にて保険者の取組の共有</li> </ol> </li> </ol>	<p>H30.8</p> <p>H31.3</p> <p>H30.8</p> <p>未定</p> <p>H30.4</p> <p>H30.3</p> <p>H30.10、H31.2</p> <p>H31.2 H31年度中</p> <p>H30.11 案の提示</p> <p>H31.3 通知</p> <p>H30.10 (2箇所)</p> <p>H30.11~12 (4箇所)</p> <p>H30.6~7</p> <p>H31.1~</p> <p>H31.3</p> <p>H30.6</p> <p>H30.7</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>未定</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>H31.4~R元.10</p> <p>R1.11</p> <p>R2.2</p> <p>—</p> <p>R1.10~ (4箇所)</p> <p>R1.5 (1箇所)</p> <p>H31.4~R2.2(20箇所)</p> <p>R2.3</p> <p>R元.6</p> <p>R2.2</p>	
他施策との連携	保険医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携 (第8章 第1節)	<ol style="list-style-type: none"> <li>国保データベースシステム等情報基盤の活用</li> <li>保険医療と福祉サービスに関する施策等の連携 <ol style="list-style-type: none"> <li>道内及び他都道府県における保健医療サービスと福祉サービスとの連携に関する好事例の紹介</li> <li>市町村と関係団体が連携する上での必要な支援</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>国保連と協力し、市町村へ支援 国保データベースを活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ提供予定</li> <li> <ol style="list-style-type: none"> <li>国の会議等を通じ、他府県の好事例を収集</li> <li>関係団体と連携した市町村保険事業の実施に際し、適宜助言</li> </ol> </li> </ol>	<p>1 随時</p> <p>H31.3</p> <p>2 通年</p>	<p>1 随時</p> <p>R2.3</p> <p>2 通年</p>	
その他	国保データベースの活用	<ol style="list-style-type: none"> <li>保健事業実施計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用により、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する</li> <li>国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用し、市町村及び北海道国保連合会に対し必要な助言及び支援を行う</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>国保連と協力し、市町村へ支援</li> <li>国保データベース等を活用し、データ分析を行い、市町村や国保連へ提供予定</li> </ol>	<p>1 随時</p> <p>2 H31.3</p>	<p>1 随時</p> <p>2 R2.3</p>	

【個表1】

資料2-2

項目：医療に要する費用及び財政の見通し

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
財政収支の改善と均衡 (第2章 第2節)	北海道国民健康保険特別会計においては、市町村の事業運営の健全化を念頭に、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、道内国保全体の財政状況バランスを見極めながら運営する	1 R1年度 (H31年度) 中 ・各市町村の毎月の医療費の所要額を把握し、道から保険給付費等交付金の支払を行う 併せて、国庫支出金や納付金等の受入を実施 ・保険給付費の支払に不足が生じないよう、最終補正予算案で財政安定化基金からの取り崩しを計上 2 R2年度 R1年度 (H31年度) 決算を分析し、R2年度の予算編成に反映	1 H31.4～ R2.3  2 R2.11～

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最低限の繰越金額となる予算・決算</li> <li>・年度間の財政調整が可能となる程度の基金の保有</li> </ul>
進捗管理方法	1 当年度 ・毎月の歳入 (公費・納付金等) ・歳出 (保険給付費等) 額を財務会計システムで確認 2 次年度 ・前年度の決算における収支不足又は剰余金の要因を分析 ・基金保有の適正規模については、運営方針の見直しに向け、市町村と協議

令和2年度3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)	運営協議会における評価	今後の方向性
・令和元年度 (平成31年度) 北海道国民健康保険事業特別会計の収支状況については、議会での決算認定を受けた後、次回運営協議会において、報告させていただく。		・引き続き、全道の保険給付費の動向や市町村における国保事業の円滑な運営、健全化を念頭に、道において、繰越金や黒字幅を必要以上に確保することのないよう、国保特別会計全体の財政状況バランスを見極めながら運営する。

【個表2】

項目：医療に要する費用及び財政の見通し

資料2-2

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
赤字の解消・削減 (第2章 第3節)	1 道は市町村と十分に協議を行い、赤字解消・削減の取組や目標年次等の設定について助言する また、単年度での赤字の解消が困難な市町村は、6年以内を基本とした計画を策定し、段階的な赤字の解消に取り組む(6年以内に解消が困難な場合は、市町村の実情に応じて設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度及び30年度に赤字解消計画を策定した25市町村(㊟23市町村㊟2市町村)について、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握</li> <li>平成30年度決算により計画の変更について検討が必要となった4市町村について、目標年次の設定などの助言を実施し、4市町村が変更計画を策定</li> <li>令和元年度、新たに赤字解消計画を策定予定である5市町村の全てに対し、実現可能な計画策定などの助言を実施</li> <li>5市町村中、2市町村において赤字が生じた年度の翌々年度までの赤字解消が見込まれたことから、残りの3市町村が新たに赤字解消計画を策定</li> </ul>	R元.8~

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村における、削減の目標年次及び削減予定額を定めた個別の計画作成</li> <li>上記の個別計画に係る年次別の実施状況報告書(赤字削減額・削減割合等の実施状況の詳細や今後の取組を記載)の作成</li> </ul>
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の国保特別会計決算及び実施状況報告書により赤字の状況を把握</li> <li>年度途中については、個別の助言の機会などを通じて計画に対する取組状況などを把握</li> </ul>



令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)	運営協議会における評価	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>2市町村において計画年次を短縮し6年以内とする変更計画を策定できた</li> <li>令和元年度決算において、6市町村が赤字を解消、4市町村が計画通り削減できる見込。一方で8市町村が計画通り削減できない見込であり、具体的取組等について助言を実施する</li> <li>新たに赤字解消計画を策定した市町村においては6年以内を基本とした計画を策定できた</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>赤字解消計画策定市町村に対しては、赤字解消に向けた取組の進捗状況などを把握し、赤字解消に向けた必要な助言を実施する</li> <li>新たに赤字解消計画の策定が必要となる市町村に対しては、計画策定に向けた取組や目標年次の設定等について助言を実施する</li> </ul>

【個表3】

項目：保険料（税）関係

資料2-2

Plan（計画）		Do（実施）	
目標	内容（道の推進事項）	取組内容	時期
保険料（税）収納率の向上 （第4章 第2節）	<ol style="list-style-type: none"> <li>先進事例を参考にした収納事務の年間スケジュールの作成</li> <li>短期被保険者証・資格証明書の交付基準等の作成</li> <li>滞納処分の実施基準等の作成</li> <li>コンビニ収納等の収納環境の整備やコールセンターの活用等による収納体制の強化などの市町村の取組を支援</li> <li>市町村の実務担当者向け研修のほか、初任者向け研修や徴収体制の整備に責任を有する管理監督者向けの研修を実施</li> <li>先進的な取組を行っている市町村職員の協力を得ながら、収納率向上に向けた助言等の支援を充実させる</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>収納率向上対策チーム【推進事項1・2・3・6関連】 収納率向上に実績を有する10市町村の収納担当課長等で構成 ○収納事務の標準的なあり方を検討・協議 ・少額分納の廃止・縮減 ・口座振替納付の促進方法 ・滞納処分の確実な実施のための標準的なスケジュール ・滞納者との接触の機会確保に向けた短期被保険者証の活用等について協議 ○収納率向上アドバイザー事業の実施 ・対策チームメンバーが目標収納率に達していない市町村に赴き、具体的な収納率向上対策を助言</li> <li>研修会の開催 【推進事項5関連】</li> <li>コンビニ収納等に新たに取組む市町村に対し、都道府県繰入金（旧：北海道国民健康保険調整交付金）により財政支援 【推進事項4関連】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>対策チーム ○チーム会議 H31.4  ○アドバイザー事業 ・7市町村に対する事業実施（R元.7～10）</li> <li>R元.11 研修会開催</li> <li>R2.3 交付決定</li> </ol>

評価基準	<p>・保険者規模別収納率：H29年度 43/179市町村 ⇒ R5年度 0/179市町村 全国平均に対する上位5割未到達市町村数をなくす</p> <p>&lt;保険者規模別内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者数1万人未満：H29年度 38/162市町村 ⇒ 令和5年度 0</li> <li>被保険者数1万人～5万人：H29年度 4/14市町村 ⇒ 令和5年度 0</li> <li>被保険者数5万人～10万人：H29年度 1/2市町村 ⇒ 令和5年度 0</li> <li>被保険者数10万人以上：H29年度 0/1市町村 ⇒ 令和5年度 0</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>H28年度 全道平均収納率：93.75%（全国16位）⇒ H29年度 94.58%（全国8位）⇒ H30年度 95.16%（全国4位）</p> <p>全国平均：91.92% ⇒ 92.45% ⇒ 92.85%</p>	<p>&lt;参考：平成30年度以降の保険者規模別内訳&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者数1万人未満：H30年度 34 ⇒ R元年度 42</li> <li>被保険者数1万人～5万人：H30年度 2 ⇒ R元年度 3</li> <li>被保険者数5万人～10万人：H30年度 0 ⇒ R元年度 0</li> <li>被保険者数10万人以上：H30年度 0 ⇒ R元年度 0</li> </ul>
進捗管理方法	<p>・国民健康保険事業状況報告により各市町村の前年度の保険料（税）収納率を把握（8月）</p>	

↓  
令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check（評価）		Action（改善策）
令和元年度の取組における自己点検（評価）	運営協議会における評価	今後の方向性
<p>収納率向上アドバイザー派遣事業等の取組を推進しているものの、全国平均に対する上位5割未到達市町村は9市町村増加の45市町村となった。被保険者規模別数が5万人以上の市町村で収納率が向上したことにより、令和元年度収納率速報値で前年度から0.01P向上し95.17%となっているが、被保険者数が1万人未満の市町村で収納率が低下している。</p>		<p>全道の収納率は上昇傾向にあるものの、依然として収納率の差が大きい状態にあります（R元～最高100%、最低89.03）。そのため、積極的に収納率向上アドバイザー事業を推進し、また、事務の標準化を目的とした標準例の策定に向けて収納率向上対策チームで協議し、更なる収納率向上に向けて取組を推進します。</p>



【個表4】

項目：医療費適正化関係

資料2-2

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
特定健康診査受診率、特定保健指導実施率向上 (第6章 第2節 1)	1 先進的な事例の収集及び情報提供 2 被保険者に対する広報・普及啓発等 3 市町村に対する助言及び支援 4 個人の予防・健康づくりに向けた自主的な取組、インセンティブの提供 5 関係団体との連携	1 特定健診等の実施率、取組内容の調査 好事例を市町村へ情報提供 2-1 特定健診実施率向上対策事業 医療機関・調剤薬局・生命保険会社を通じて、特定健診の受診対象者に対して勧奨を実施 2-2 国保医療課ホームページへの特定健診受診案内の掲載 3-1 北海道厚生局と連携し、実地で助言を実施 (10市町村) 3-2 道独自に実地で助言を実施 (30市町村) 4 市町村が行う健康マイレージ事業への道調整交付金による支援 (R元年度 28箇所) 5 保険者協議会において、医師会等の関係団体と情報共有	1 R1.7 R1.12 2-1 R1.11~R2.3 2-2 通年 3-1・R1.6~R1.11 3-2・R1.10~R2.3 4・R2.3 5・随時

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>全道における特定健康診査の実施率 : H29年度 28.1% ⇒ R5年度 60%</li> <li>全道における特定保健指導の実施率 : H29年度 33.5% ⇒ R5年度 60%</li> </ul>
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連合会から情報提供される保険者別のデータを用いて管理</li> <li>市町村が行う健康マイレージ事業の取組は、保険者努力支援制度の申請状況により把握</li> </ul>

令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)。	運営協議会における評価	今後の方向性
平成30年度の北海道の受診率は29.5% (速報値) であった。令和元年度においても、特定健診の受診率向上に向けた取組を実施したものの、全国平均 (37.9%) を大きく下回っており遅れが見られることから、引き続き取組を実施していくことが必要。 なお、令和元年度受診率は令和3年3月頃公表される予定。		特定健診受診率向上に向け、引き続き、計画に掲げた取組を着実に実施する。また、受診勧奨手法の実効性の分析や、医療機関からの健診データの受領スキームの構築など、市町村の受診率向上に向けた取組の支援を行っていく。

【個表5】

項目：医療費適正化関係

資料2-2

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
保健事業実施計画の策定及び推進 (第6章 第2節 2)	1 道は、北海道国保連合会と連携して、今後すべての市町村においてデータヘルス計画が策定されるよう支援するほか、計画の推進に当たっては、国保データベースの有効活用などにより、生活習慣病の発症予防や重症化予防などの取組が充実するよう助言する	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村のデータヘルス計画策定状況の把握</li> <li>未策定の保険者へ、国保連合会の保健事業支援・評価委員会がグループ支援を実施、道からは対象となる市町村を所管する保健所が参加し、計画の策定等について助言</li> </ul> <データヘルス計画策定状況 (R元.6月末現在) > 策定済 : 164/179市町村 R1年度中策定 : 10市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>R1.6</li> <li>R1.6~R2.3</li> </ul>

評価基準	・データヘルス計画策定保険者数 : H29年度 148/179市町村 ⇒ H31年度 179/179市町村
進捗管理方法	・毎年度、策定状況調査を実施

↓  
令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)	運営協議会における評価	今後の方向性
データヘルス計画策定保険者数は増えたが、評価基準は未達成であった。		未策定の市町村における進捗状況を把握し、個別に情報提供や助言等を実施し、データヘルス計画が策定されるよう支援を行う。 また、評価基準を「R2年度 179/179市町村」に見直す。

【個表6】

項目：医療費適正化関係

資料2-2

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
生活習慣病対策の充実 (第6章 第2節 3)	3 三次予防対策 (1) 市町村における取組が円滑に実施できるよう「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、市町村の取組状況を情報共有したり、医師会等関係団体とも連携するなど、市町村の取組に対する協力体制を構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道版の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定</li> <li>市町村の取組状況を道医師会や北海道糖尿病対策推進会議に対する情報共有・市町村への支援依頼 (市町村取組状況調査 144/179市町村 80.4%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29.12</li> <li>R1.9</li> </ul>

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病性腎症重症化予防の取組実施市町村の割合 : H30年度 69.3% ⇒ R5年度 80%</li> </ul>
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、取組状況調査を実施</li> </ul>



令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)	運営協議会における評価	今後の方向性
取組実施市町村の割合が当初目標としていた80%を達成したことから、概ね順調に推移している。		取組を実施している市町村の進捗状況を把握し、未実施市町村へ先進事例の情報提供を行うとともに、実施上の課題に対して必要な助言、具体的な取組についての助言を実施する。

【個表7】

項目：医療費適正化関係

資料2-2

Plan (計画)		Do (実施)	
目標	内容 (道の推進事項)	取組内容	時期
後発医薬品の使用促進 (第6章 第2節 8)	<p>1 道においては、国の目標達成に向けた取組を推進するため、北海道国保連合会と連携し、後発医薬品の数量シェアを把握し、市町村に対し定期的に情報提供する取組を行うとともに、後発医薬品差額通知が未実施である市町村に対しては、進まない理由を確認するなど、実施に向けて必要な助言を行い、後発医薬品の使用促進に重点的に取り組む</p> <p>2 道においては、後発医薬品の普及について、医療関係者等から理解を得られるよう関係団体と緊密に連携して取り組む また、道立病院において後発医薬品の使用促進に引き続き努めるとともに、国保直営診療施設に対し、必要な助言を行う</p>	<p>1 国保連合会から市町村へ、数量シェアの状況を毎月メールにより情報提供 (179市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>差額通知未実施の市町村 (13保険者) には、実施に向けた助言</li> <li>差額通知の実施状況は、166/179保険者で実施 (R元実績)</li> </ul> <p>2 道内7医療機関の後発医薬品採用リストの取りまとめを行い、ホームページに公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品安心使用協議会の開催 (年1回)</li> <li>道立病院 (5箇所) における採用数量の割合 82.7%(R2.3現在)</li> </ul>	<p>1 毎月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>随時</li> </ul> <p>2 R1.7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>R元未実施</li> </ul> <p>※新型コロナによる影響</p>

評価基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の数量シェア : H29年度 73% ⇒ R2.9月まで 80%</li> <li>道立病院における後発医薬品の採用数量の割合 : H30年度実績 80.3% ⇒ R2.9月まで 80%以上</li> <li>後発医薬品差額通知の実施 : H30年度 145/179市町村 ⇒ R2年度 179/179市町村</li> </ul>
進捗管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の数量シェアは、国保連から提供されるデータにより定期的に進捗を把握</li> <li>道立病院においては、毎年度、決算により把握</li> <li>後発医薬品差額通知は、毎年度、保険者努力支援制度の申請状況により把握</li> </ul>

↓  
令和2年度第3回運営協議会にて評価

Check (評価)		Action (改善策)
令和元年度の取組における自己点検 (評価)	運営協議会における評価	今後の方向性
市町村へ後発医薬品の使用状況の情報提供を行うとともに、医療費差額通知未実施の市町村に対して、実施に向けた技術的助言を実施したほか、保険者協議会にて保険者間の取組の情報共有を図ったことにより、令和元年9月時点の使用割合は77.7%で平成30年9月時点から2.5ポイント向上しており、令和2年9月までの目標80%に向けて順調に推移している。		後発医薬品の使用割合の傾向等の分析を行うとともに、保険者協議会を活用した情報共有を図るなど効果的な使用促進の取組に繋げる。